

第40回 契約制度研究会

議題1 インセンティブ諸制度の見直しについて

議題2 専用生産財に係る管理の強化について

R 8 . 1 . 7

装備政策課・調達管理部

インセンティブ諸制度の見直しについて

見直し検討・実態調査（企業訪問）の結果

「インセンティブ契約制度」（H11年度～）

- 複数の適用方式・型があり、企業にとって**制度適用の条件や手続きが難解**
- 申請・申告や審査のために多数の資料提出や説明が求められ**手続負担が大きい**
- 防衛事業によくある多品種少量生産では**採算が取りにくく、随契が5年限り**ということもあって**魅力が乏しい**

➡ 「手間に見合わない」と判断する企業が多く、近年の適用企業は**わずか1社**

「作業効率化促進制度」（H16年度～）

- 適用や審査に加え、実施計画の作成・変更でも多数の資料提出や説明、現場対応が求められ**手続負担が極めて大きい**
- 企業にとって、官側による工数審査が**干渉的で審査結果への納得感もない**

➡ 企業側の忌避感が強く、**募集が困難**

「報奨の額」（R2年度～）

- 物価上昇傾向もあって適用機会が少なく、**制度周知の効果（認知）が定着せず**

➡ 取組の自覚を伴わない付与となることもあり、**動機付け機能が弱い**

制度の改正案（骨子）

「類似の制度・方式等の乱立」、「適用条件や手続きの複雑さ」といった忌避要因を取り除き、最大限の魅力化を図る

- 【簡略化】 申請タイミング等で細分化されていた**制度・適用手続を一本化・簡素化**
（「インセンティブ契約制度」と「作業効率化促進制度」を統合。「報奨の額」は廃止）
- 【適正化】 コスト削減の評価対象を真の成果である**製造原価に絞り込み**
- 【魅力化】 **随契を認める要件**を他の随契事由も踏まえ**緩和**（5年間の1者応札 ➡ 2年間の1者応札 等）
- 【魅力化】 料率を見直し：「削減総原価×100～55%」➡**「削減製造原価×75～55%+利益減少分」**

（参考）このほか、別途、共同履行管理型インセンティブ契約制度についても、履行管理を簡素化・効率化し、適用を拡大。

専用生産財^(注)に係る管理の強化について

予定価格の算定

- 調達要求担当者の説明や会社見積等から非代替性、必要最小限性、専用性、範囲、所要額等を評価・査定

契約の取扱い

- 製造、修理等に係る契約の一部として管理
- 原価監査の実施は契担当等が判断
- 特約の有効期間がやや不明確
(製造、修理等は納品を以って履行完了)

専用生産財の維持・管理・使用

旧特約で担保

- 専用生産財の詳細を取得後に報告
- 用途外使用には相応の対価を請求
- 契約相手方の理解と協力により
現況等を聴取・確認

新要領で規定

- 仕様書等に要求内容・水準等を明文化**し、それに基づき非代替性、必要最小限性、専用性、範囲、所要額等を評価・査定

- 多額の初度費契約や建屋等を含む契約は、製造、修理等とは**別契約で管理**

うち、新特約でも担保

- 多額の初度費契約や建屋等を含む契約は、下請けまで含めて**原価監査を原則化**
- 特約が、対象となる装備品等の**運用終了まで存続**することを明記

- 契約締結直後に**、取得を予定する専用生産財の概要を**契約相手方から報告**させ、さらに、取得後にも引き続き詳細を報告
- 建屋等については**、フロア図等に基づき**用途を管理**
- 用途外使用には相応の対価を請求、不当な流用に係る**違約金も規定**
- 特約条項の有効期間を通して、**維持・管理状況を定期報告**（毎年度）
- さらに、定期報告を踏まえ、専用生産財の維持、管理、使用等の状況を**下請けまで含めて実地検査**
※ 建屋等については、工事発注前・後及び供用後の現況を現地確認